

26

第26回 定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時

平成27年6月22日(月曜日)
午前10時

場所

東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階 ラ・ローズ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

証券コード：2440

株式会社 **ぐるなび**

目 次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類	3
----------	---

(提供書面) 事業報告	11
----------------	----

連結貸借対照表	33
---------	----

連結損益計算書	34
---------	----

連結株主資本等変動計算書	35
--------------	----

貸借対照表	36
-------	----

損益計算書	37
-------	----

株主資本等変動計算書	38
------------	----

連結計算書類に係る会計監査報告	39
-----------------	----

計算書類に係る会計監査報告	40
---------------	----

監査役会の監査報告	41
-----------	----

電磁的方法による議決権行使のお手続きについて	43
------------------------	----

証券コード 2440
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
株 式 会 社 ぐ る な び
代表取締役社長 久 保 征 一 郎

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月19日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

43頁から44頁に記載の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月22日（月曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階 ラ・ローズ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第26期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第26期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役11名選任の件
- 第4号議案** 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネット等の電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gnavi.co.jp/company/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gnavi.co.jp/company/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第26期の期末配当につきましては、当期の業績・中長期的な業績見通し、今後の投資への対応並びに資金状況等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円、総額は金822,953,697円といたしたいと存じます。
これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました普通株式1株につき金11円と合わせ、年28円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- 2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 （条文省略） ①～⑳ （条文省略） （新 設） ㉑ （条文省略）	（目的） 第2条 （現行どおり） ①～㉑ （現行どおり） <u>㉑</u> <u>食および飲食店事業に関する教育</u> <u>㉒</u> （現行どおり）

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	滝久雄 (昭和15年2月3日生)	昭和38年4月 三菱金属(株)(現三菱マテリアル(株))入社 平成元年10月 当社取締役 平成11年12月 当社代表取締役会長兼社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 平成16年3月 当社取締役会長 平成22年2月 当社代表取締役会長(現任)	17,723,000株
		(担当及び重要な兼職の状況) 企画開発本部長 兼 同本部 Let's事業推進部門長 (株)ぐるなび総研代表取締役社長 (株)エヌケービー取締役会長 公益財団法人日本交通文化協会理事長 (代表理事)	
2	久保征一郎 (昭和20年10月14日生)	昭和44年4月 (株)光陽製作所入社 平成6年10月 当社取締役 平成11年12月 当社常務取締役 平成12年10月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長(現任)	254,199.019株
		(担当及び重要な兼職の状況) 営業本部長 (株)ぐるなびプロモーションコミュニティ 代表取締役社長 咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司 (ぐるなび上海社) 董事長 一般社団法人移住・交流推進機構代表理事	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじ た あき ひさ 藤 田 明 久 (昭和40年11月17日生)	平成 3 年 4 月 (株)電通入社 平成26年 5 月 当社執行役員 社長付 同 年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員(現任)	一 株
		(担当及び重要な兼職の状況) 営業本部 副本部長 兼 オリンピック・パラリンピック担当	
4	いい づか ひさ お 飯 塚 久 夫 (昭和23年 2 月18日生)	昭和47年 4 月 日本電信電話公社(現日本電信電話(株))入社 平成19年 6 月 N E Cビッグロープ(株)代表取締役社長 平成25年 6 月 当社取締役 同 年 7 月 当社取締役副社長執行役員(現任)	一 株
		(担当及び重要な兼職の状況) 管理本部長 兼 同本部 セキュリティマネジメント室長	
5	わた なべ まさ ひろ 渡 辺 昌 宏 (昭和50年11月10日生)	平成10年 4 月 日本通信紙(株)入社 平成15年 4 月 当社入社 平成17年 7 月 当社執行役員 平成23年 6 月 当社取締役執行役員 平成25年 5 月 当社取締役常務執行役員(現任)	26,898.989株
		(担当及び重要な兼職の状況) 営業本部 副本部長 兼 同本部 加盟店営業部門長 兼 同本部 食材プロモーション部門長 兼 企画開発本部長付	
6	すず き きよ し 鈴 木 清 司 (昭和34年 3 月 7 日生)	昭和56年 4 月 パイオニア(株)入社 平成11年12月 当社取締役 平成23年 6 月 当社取締役執行役員(現任)	80,618.978株
		(担当及び重要な兼職の状況) 情報システム部門長	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	きく ち とし ひこ 菊 池 俊 彦 (昭和46年4月27日生)	平成 8 年 4 月 日揮(株)入社 平成15年11月 当社取締役 平成23年 4 月 当社常務取締役 同 年 6 月 当社取締役専務執行役員 同 年10月 当社取締役執行役員(現任) (担当及び重要な兼職の状況) 企画開発本部 Let's事業推進部門 副部門長 兼 企画開発本部長付	346,000株
8	【新 任】 さい とう み ほ 齊 藤 美 保 (昭和48年 8 月28日生)	平成 8 年 4 月 東日本電信電話(株)入社 平成13年11月 当社入社 平成25年 5 月 当社執行役員 (担当及び重要な兼職の状況) 営業本部 加盟店営業部門ブロック長	1,200株
9	【新 任】 かき うち み ど り 垣 内 美都里 (戸籍上の氏名：森原美都里) (昭和40年5月11日生)	昭和63年 4 月 日産自動車(株)入社 平成26年 7 月 当社入社 平成26年12月 当社執行役員 (担当及び重要な兼職の状況) 管理本部 人事部門長 兼 同本部 法務知財コンプライアンス室長 兼 前払式支払手段内部管理担当部長	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
10	つ き は ら こ う い ち 月 原 紘 一 (昭和22年10月25日生)	昭和45年 4 月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成 9 年 6 月 同行取締役 平成13年 1 月 同行常務執行役員 平成15年 6 月 同行常務取締役 兼 常務執行役員 平成16年 4 月 同行専務取締役 兼 専務執行役員 平成17年 4 月 同行専務取締役 兼 専務執行役員 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 同年 6 月 同行副頭取 兼 副頭取執行役員 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ 副社長執行役員 平成18年 5 月 三井住友カード(株)代表取締役社長 兼 最高執行役員 平成23年 6 月 同社代表取締役会長 平成24年 6 月 当社取締役(現任) 平成25年 6 月 三井住友カード(株)特別顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 三井住友カード(株)特別顧問 塩野義製薬(株)社外監査役 エリーパワー(株)社外取締役	一株
11	【新 任】 み な み よ う い ち 見 並 陽 一 (昭和25年 6 月23日生)	昭和49年 4 月 日本航空(株)入社 平成14年 6 月 東日本旅客鉄道(株)取締役 平成18年 6 月 同社常務取締役 平成24年 6 月 社団法人日本観光振興協会 (現公益社団法人日 本観光振興協会) 理事長 (現任) (重要な兼職の状況) 公益社団法人日本観光振興協会理事長	一株

- (注) 1. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
2. 月原紘一氏及び見並陽一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 月原紘一氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (3) 見並陽一氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光振興に関する豊富な知識と経験を有しているため、専門家の視点から助言、提言をいただくなど社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 4. 当社は、月原紘一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。月原紘一氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、見並陽一氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5. 当社は、月原紘一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、見並陽一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役を選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役増本愈、石渡恒夫、広瀬明彦の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	増 本 愈 (昭和18年10月4日生)	昭和41年 4 月 三菱信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入社 平成11年 4 月 (株)エムティビーインベストメントテクノロジー 研究所常務取締役 平成15年 6 月 当社社外監査役 平成17年 5 月 当社常勤監査役 (現任)	9,548.977株
2	石 渡 恒 夫 (昭和16年4月5日生)	昭和39年 4 月 京浜急行電鉄(株)入社 平成 7 年 6 月 同社取締役 平成11年 6 月 同社常務取締役 平成15年 6 月 同社専務取締役 (代表取締役) 平成17年 6 月 同社取締役社長 (代表取締役) 平成19年 6 月 当社社外監査役 (現任) 平成25年 6 月 京浜急行電鉄(株)取締役会長 (代表取締役) (現任) (重要な兼職の状況) 京浜急行電鉄(株)取締役会長 (代表取締役) 一般財団法人神奈川経済同友会代表幹事 東海汽船(株)社外取締役 (株)東急レクリエーション社外取締役 横浜新都市センター(株)社外取締役	2,000株
3	【新任】 南 木 武 輝 (昭和20年 3 月 9 日生)	昭和44年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 昭和53年 5 月 南木法律事務所開設 平成 6 年 5 月 南木・北沢法律事務所と改称、代表 (現任) (重要な兼職の状況) 南木・北沢法律事務所代表 (株)エヌケービー社外監査役	8,000株

- (注) 1. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
2. 監査役候補者石渡恒夫氏は、京浜急行電鉄㈱の取締役会長（代表取締役）を兼務しており、当社は同社との間で共同サイトの運営その他キャンペーンに係る取引があります。
3. 増本愈氏、石渡恒夫氏及び南木武輝氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 増本愈氏につきましては、財務・会計分析に関する業務に従事し培われた専門的な知識・実務経験を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断し、これらの知識と経験を当社の経営に反映していただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 石渡恒夫氏につきましては、京浜急行電鉄㈱において長年にわたり財務及び会計に関する業務に従事し、経理部担当取締役を務めておりました。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断し、これらの知識と経験を当社の経営に反映していただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 南木武輝氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の知識・経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (4) 社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって増本愈氏が12年、石渡恒夫氏が8年であります。
5. 当社は、増本愈氏及び石渡恒夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、南木武輝氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、増本愈氏、石渡恒夫氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、南木武輝氏は、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな景気回復基調が続きました。当社サービスの対象である外食産業を取り巻く環境を見ると、消費者の外食支出は消費税率の引き上げにもかかわらず4・5月は堅調に推移しましたが、その後は悪天候などの影響により前年を下回る月が続いたほか、エネルギー価格や人件費、原材料価格の上昇なども影響し、その経営環境は引き続き厳しいものがあります。

当社は「世界に誇れる日本の外食文化を守り育てる。そのために食材をも守り育てる。」という考え方のもと、外食文化の担い手であるレストランやシェフを支援すると同時に食材の生産者も支援すべく、事業に取り組んでおります。当事業年度における主な取り組みは以下の通りです。

飲食店販促サービスにおいては、飲食店への送客力強化を目的とし、当社サイト『ぐるなび』のメディア価値向上に取り組みました。具体的には、消費者の飲食店選びに関するニーズの多様化に対応する情報発信基盤の拡充のため、ドリンク詳細ページ、食材・生産者ページ、ペット同伴情報、お子様連れ情報、シェフ・料理人ページを店舗ページへ新たに追加したほか、WEB予約に対するユーザーニーズの高まりを受け、7月に「ぐるなびWEB予約システム」のリニューアルを行い、利用店舗の拡大、ユーザーの利用促進に取り組みました。この結果、当事業年度における店舗ページへのユーザーのアクセスは前期比30.0%増、「ぐるなびWEB予約」における予約件数は前期比104.1%増となりました。また、当社サービスの提供エリア拡大を目的とし、鹿児島、新潟、金沢への営業拠点の新設にも取り組みました。これらの活動の結果、当事業年度末における有料加盟店舗数は53,263店舗（前期末比2.0%増）、ストック型サービスの店舗あたり月次契約高（ARPU）は当事業年度第4四半期において43,216円（前年同期比3.9%増）、通期では43,093円（前期比5.6%増）となりました。

また、2014年の年間訪日外国人客数は1,341万人と大幅な伸びを示しており、今後もさらに増加するものと見込まれます。当社は、多くの飲食店がメニュー情報を容易に正しく外国語で発信できる機能を搭載することで外国人客を受け入れやすくするとともに、外国人ユーザーに向けて利便性の高いコンテンツを新設し、日本の食の魅力を訴求することで日本の外食需要の創出にもつながるとの観点から、1月には「ぐるなび外国語版」のリニューアルを実施いたしました。

プロモーション事業においては、地方創生を目指す自治体との連携のもと、飲食店と生産者をつなぐ新しい仕組みづくりに取り組みました。産地ごとに厳選された食材を飲食店でメニュー化し消費者へ提供する「産地フェア」に着手し、食材の認知度向上並びに販路拡大を支援すると同時に、飲食店のウリとなる新たなメニュー開発の支援に取り組んでおります。

関連事業においては、「ぐるなびデリバリー」が加盟飲食店による会議用弁当宅配サービスのエリアを拡大し取扱高を伸ばしたほか、「レッツエンジョイ東京」では商店街活性化を目的としたプロモーション事業やサイトリニューアル（3月）に注力いたしました。一方、「ぐるなび食市場」、「ぐるなびウェディング」においては、今後の成長に向けた事業の見直しを行っており、飲食店販促支援との連携強化を目的とした組織体制の変更を実施いたしました。

以上の活動の結果、当連結会計年度の売上高は32,636百万円（前期比6.9%増）となりました。

（単位：千円）

区 分	第25期	第26期(当期)	前期比
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	
売上高	30,518,557	32,636,745	6.9%
飲食店販促サービス	26,807,772	29,124,981	8.6%
ストック型サービス	25,109,312	27,277,480	8.6%
スポット型サービス	1,698,460	1,847,501	8.8%
プロモーション	924,751	750,554	△18.8%
関連事業	2,786,033	2,761,208	△0.9%

利益面では営業利益5,099百万円（前期比22.9%増）、経常利益5,127百万円（前期比23.0%増）、当期純利益3,279百万円（前期比35.5%増）となり、それぞれ過去最高益を更新いたしました。

このほか、京都市、新潟市と「地域活性化包括連携協定」を締結し、各地の食文化振興、観光振興に貢献するための取り組みを始めたほか、日本料理界の未来を担う若手料理人の発掘・支援を目的とした「RED U-35」の開催、優れた日本の食文化を後世に遺すと同時に世界に向けて発信することを目的とした「2014年 今年の一皿」の選定、発表を行いました。さらに、外食産業におけるインバウンド需要の喚起策として、日本の食文化を海外に向けて発信するサイト「Japan Trend Ranking」の展開エリア拡大、訪日促進イベント「Japanese Restaurant Week」の開催（シンガポール、台湾、香港）など、海外における日本ファンづくりにも取り組みました。

(2) 資金調達等についての状況

- ① 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中の設備投資額は、総額2,635百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期	第24期	第25期	第26期 (当期)
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高 (千円)	24,302,290	27,265,388	30,518,557	32,636,745
経常利益 (千円)	3,375,218	3,153,497	4,167,530	5,127,199
当期純利益 (千円)	1,909,132	1,959,407	2,420,628	3,279,729
1株当たり当期純利益 (円)	39.12	40.15	49.56	67.26
総資産 (千円)	16,951,019	19,103,930	22,071,722	23,665,833
純資産 (千円)	12,569,078	14,098,307	16,145,653	17,464,733
1株当たり純資産額 (円)	257.29	287.76	328.83	360.01

(注) 当社は、平成23年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。ここでは、第23期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期	第24期	第25期	第26期 (当期)
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売 上 高 (千円)	24,282,524	27,237,211	30,476,961	32,579,738
経 常 利 益 (千円)	3,182,819	3,127,061	4,140,154	5,078,950
当 期 純 利 益 (千円)	1,771,401	1,949,265	2,251,890	3,241,322
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	36.30	39.95	46.11	66.47
総 資 産 (千円)	16,774,615	18,907,572	21,662,544	23,144,720
純 資 産 (千円)	12,402,697	13,906,428	15,742,946	16,989,762
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	253.88	283.83	320.61	350.20

(注) 当社は、平成23年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。ここでは、第23期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、飲食店を選ぶ際にユーザーが必要とする「詳細・正確・最新」の飲食店情報を発信する外食のオフィシャルサイトと、飲食店との絆を構築する1,000人の人的サポート体制という2つの事業インフラを確立し、「飲食店のサポーター」という立場で加盟飲食店の販促・集客を支援してまいりましたが、このほかにも今後の展開の基礎となる事業インフラの確立を進めてきております。

今後は、これらの事業インフラのさらなる強化を図るとともに、これらすべてのインフラを活用することで新たな事業の推進を図り、当社グループの中長期的成長を実現してまいります。

① データベースを活用した付加価値の高いサービスの創出

当社グループでは、事業開始以来19年間に亘り、当社サイト『ぐるなび』と1,000人の人的サポート体制を通じ、飲食店の詳細情報、飲食店経営者やシェフのニーズ・課題、ユーザーによるサイト閲覧や予約、実来店などの履歴情報、全国の食材及び食材生産者の情報など、外食に特化した多様な情報を収集・蓄積し、当社独自のデータベースを構築してまいりました。

このデータベースを活用し飲食店の特長とユーザーのニーズをマッチングする販促商品（ターゲティング型商品など）は、高い集客効果から既に多くの加盟飲食店に利用されています。

今後もデータベースのさらなる充実に取り組むとともに、その分析・活用により、外食のすべてに関わる幅広いマーケティングサービスの創出を進めてまいります。

② インバウンド需要の喚起と、加盟飲食店への送客

人口減少、少子高齢化などにより市場規模が縮小傾向にある外食産業にとって、今後も増加が見込まれる訪日外国人客による飲食需要の増大は大きな収益機会であると考えております。

当社グループでは「飲食店のサポーター」という立場で、日本の食文化を海外に向けて発信するサイト「Japan Trend Ranking」の運営、訪日促進イベント「Japanese Restaurant Week」の開催を通してインバウンド需要の喚起に取り組むと同時に、「ぐるなび外国語版」の運営、ぐるなび大学における「インバウンド対策セミナー」などを通じ、飲食店の外国人客受入態勢整備を支援する施策にも取り組んでおります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を追い風に、今後も引き続き飲食店の外国人客受入態勢整備を加速させると同時に、加盟飲食店への外国人客の送客にも積極的に取り組んでまいります。

③ 国内外に向けた日本各地の食文化発信

日本は全国各地に多様な食文化、食材の生産地が存在しており、その認知拡大、魅力の再発見と価値化は、日本の外食文化を守り育てるうえで重要であると認識しております。

当社グループでは、全国17ヶ所の営業所を拠点とし、自治体などと連携しつつ、全国の飲食店の経営支援、全国で生産される品質の高い食材の認知・販路拡大支援、当社グループ運営サイト「ぐるたび」「レッツエンジョイ東京」を通じた地域情報発信などに取り組んでまいりました。

今後は、拠点となる営業所のさらなる新設、自治体との連携強化により、地域活性化の支援エリアを拡大するとともに、各地の魅力を国内のみならず海外に向けても積極的に発信してまいります。

④ 高級店との取り組み

日本の外食文化を守り育てるうえで、長い歴史の中で受け継がれてきた伝統を守り続ける飲食店や高い調理技術を持つ料理人・シェフとの取り組みは重要です。当社グループではこれまでにワンランク上の人気店や老舗、高級レストランを紹介する「プレミアムレストラン」、ビジネスでの接待や会食に適した飲食店を紹介する「こちら秘書室」の運営を通し、全国の高級店とのつながりを築いてまいりました。

また同時に「こちら秘書室」では、接待などのビジネスシーンで実質的にお店を決定する秘書の方々のコミュニティも構築しており、登録会員は3万人を超えております。

さらに2015年4月には、高い信頼を得てきたミシュランガイドのセレクションに当社のITノウハウを融合させ、素晴らしい料理を提供する飲食店と、それを楽しむ外食ファンのどちらにも満足のいくサービスを生み出すことを目指し「Club MICHELIN」の運営を日本ミシュランタイヤ株式会社と共同で開始しました。

今後も高級店との絆の強化や、秘書会員、クラブミシュラン会員といったユーザー会員の拡大に取り組むと同時に、「和食 日本人の伝統的な食文化」の無形文化遺産登録などを契機とする世界からの和食に対する関心の高まりを捉え、海外へ向けた情報発信にも高級店とともに取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、パソコン・携帯電話・スマートフォンなどによる飲食店のインターネット検索サービスその他関連する事業であります。

(6) 主要な営業所等 (平成27年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都千代田区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
千葉営業所	千葉県船橋市
横浜営業所	神奈川県横浜市神奈川区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
金沢営業所	石川県金沢市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
京都営業所	京都府京都市下京区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
広島営業所	広島県広島市中区
福岡営業所	福岡県福岡市中央区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
沖縄営業所	沖縄県那覇市

② 主要な子会社

株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ	東京都千代田区
株式会社ぐるなび総研	東京都千代田区
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	東京都千代田区
咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社)	中華人民共和国

(7) **使用人の状況**（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,504名	79名増	34.9歳	4.9年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均337名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,372名	29名増	35.0歳	4.9年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均93名）は含んでおりません。

(8) **重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ	230百万円	100.00%	飲食店への巡回を通じた情報提供・情報収集業務、(株)ぐるなびの商品及びサービスの案内・申込み取次業務、セールスプロモーション事業
株式会社ぐるなび総研	50百万円	100.00%	「食」に関する総合的な調査研究及び情報提供
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	20百万円	100.00%	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）	650百万円	100.00%	中国におけるインターネットを活用した飲食店のPR及び販促活動支援事業

(9) **主要な借入先及び借入額の状況**（平成27年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 184,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 48,675,100株 |
| ③ 株主数 | 7,228名 |
| ④ 上位10名の大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
滝 久 雄	17,723,000株	36.61%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	3,061,300株	6.32%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,400,300株	4.96%
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800株	3.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,193,448株	2.47%
小田急電鉄株式会社	918,600株	1.90%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託京浜急行電鉄 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	902,600株	1.86%
滝 裕 子	847,000株	1.75%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 （退職給付信託東京急行電鉄口）	702,600株	1.45%
RBC I S T - O M N I B U S I 5 . 3 1 5 N O N L E N D I N G - C L I E N T A C C O U N T	656,300株	1.36%

（注）持株比率は自己株式（266,059株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

		株 式 会 社 ぐ る な び 平成 2 3 年 1 2 月 発 行 新 株 予 約 権 （ 株 式 報 酬 型 ）	株 式 会 社 ぐ る な び 平成 2 5 年 8 月 発 行 新 株 予 約 権 （ イン セ ン テ ィ ブ 付 与 型 ）
発行決議日		平成23年11月18日	平成25年7月31日
新株予約権の総数		80個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 62,100円 (1株当たり 310円50銭) (注3)	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 122,400円 (1株当たり 612円) (注3)
新株予約権の行使期間		平成23年12月10日から 平成53年12月9日まで	平成27年8月24日から 平成32年8月23日まで
新株予約権の主な行使条件		(注1)	(注2)
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

(注1) 1. 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができる。

2. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

(注2) 1. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

2. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

(注3) 平成26年4月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整している。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	滝 久 雄	企画開発本部長 兼 同本部Let's事業推進部門長 (株)ぐるなび総研代表取締役社長 (株)エヌケービー取締役会長 公益財団法人日本交通文化協会理事長（代表理事）
代表取締役社長	久 保 征 一 郎	営業本部長 (株)ぐるなびプロモーションコミュニティ代表取締役社長 咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社） 董事長 一般社団法人移住・交流推進機構代表理事
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 田 明 久	企画開発本部副本部長 兼 ブランド戦略室長 兼 オリンピック・パラリンピック担当
取 締 役 副社長執行役員	飯 塚 久 夫	管理本部長 兼 同本部セキュリティマネジメント室長
取 締 役 常務執行役員	渡 辺 昌 宏	営業本部副本部長 兼 同本部加盟店営業部門長 兼 同本部食材プロモーション部門長 兼 企画開発本部長付 兼 ブランド戦略室長付
取 締 役 執行役員	鈴 木 清 司	情報システム部門長
取 締 役 執行役員	木 田 真 由 美	営業本部加盟店営業部門（ウエディング担当） 兼 女性活躍推進担当
取 締 役 執行役員	菊 池 俊 彦	企画開発本部Let's事業推進部門副部門長 兼 企画開発本部長付
取 締 役	月 原 紘 一	三井住友カード(株)特別顧問 塩野義製薬(株)社外監査役 エリーパワー(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	増 本 愈	
監 査 役	石 渡 恒 夫	京浜急行電鉄株式会社取締役会長（代表取締役） 一般社団法人神奈川経済同友会代表幹事 東海汽船(株)社外取締役 (株)東急レクリエーション社外取締役 横浜新都市センター(株)社外取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	広 瀬 明 彦	
監 査 役	圓 川 隆 夫	国立大学法人東京工業大学大学院社会理工学研究科教授

(注) 1. 代表取締役藤田明久氏は、平成26年6月23日開催の第25回定時株主総会において、新たに就任いたしました。

2. 取締役月原紘一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 常勤監査役増本愈氏、監査役石渡恒夫氏、監査役広瀬明彦氏及び監査役圓川隆夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 当社は、取締役月原紘一氏、常勤監査役増本愈氏、監査役石渡恒夫氏、監査役広瀬明彦氏及び監査役圓川隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 取締役栗田勝氏は、平成26年7月1日付で辞任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の異動

(1) 平成26年6月23日付で次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
滝 久 雄	代表取締役会長 企画開発本部長 兼 Let's事業推進部門長	代表取締役会長 企画開発本部長 兼 Let's事業推進部門長 兼 ブランド戦略室長
藤 田 明 久	代表取締役副社長執行役員 ブランド戦略室長 兼 企画開発本部長付 兼 オリンピック・パラリンピック 担当	執行役員 社長付
栗 田 勝	取締役常務執行役員 企画開発本部本部長代行副本部長 兼 EC事業推進部門長 兼 コミュニケーション部門長 兼 Let's事業推進部門部門長代行 副部門長 兼 ブランド戦略室長付	専務執行役員 企画開発本部本部長代行副本部長 兼 EC事業推進部門長 兼 コミュニケーション部門長 兼 Let's事業推進部門部門長代行 副部門長 兼 ブランド戦略室長付

(2) 平成26年8月1日付で次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
藤 田 明 久	代表取締役副社長執行役員 企画開発本部副本部長 兼 ブランド戦略室長 兼 オリンピック・パラリンピック 担当	代表取締役副社長執行役員 ブランド戦略室長 兼 企画開発本部長付 兼 オリンピック・パラリンピック 担当

(3) 平成26年10月1日付で次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
木 田 真 由 美	取締役執行役員 営業本部加盟店営業部門（ウエディ ング担当） 兼 女性活躍推進担当	取締役執行役員 ぐるなびJOYJOYウエディング事 業推進部門長 兼 ぐるなび親善大使 兼 ブランド戦略室長付 兼 女性活躍推進担当

(4) 平成26年12月1日付で次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
飯 塚 久 夫	取締役副社長執行役員 管理本部長 兼 セキュリティマネジメント室長	取締役副社長執行役員 管理本部長 兼 リスク管理統括室長

7. 決算期後の取締役の異動

平成27年4月1日付で次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
藤 田 明 久	代表取締役副社長執行役員 営業本部副本部長 兼 オリンピック・パラリンピック 担当	代表取締役副社長執行役員 企画開発本部副本部長 兼 ブランド戦略室長 兼 オリンピック・パラリンピック 担当
渡 辺 昌 宏	取締役常務執行役員 営業本部副本部長 兼 加盟店営業部門長 兼 食材プロモーション部門長 兼 企画開発本部長付	取締役常務執行役員 営業本部副本部長 兼 加盟店営業部門長 兼 食材プロモーション部門長 兼 企画開発本部長付 兼 ブランド戦略室長付
木 田 真 由 美	取締役執行役員 女性活躍推進担当	取締役執行役員 営業本部加盟店営業部門（ウエディ ング担当） 兼 女性活躍推進担当

8. 常勤監査役増本愈氏及び監査役石渡恒夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役増本愈氏は、三菱信託銀行(株)（現三菱UFJ信託銀行(株)）において通算7年にわたり財務・会計分析に関する業務に従事しておりました。
 - ・監査役石渡恒夫氏は、京浜急行電鉄(株)において長年にわたり財務及び会計に関する業務に従事し、経理部担当取締役を務めておりました。

(2) 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	10人	207,638千円
監 査 役	4人	19,350千円
合 計	14人	226,988千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月17日開催の第22回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の報酬額を年額370百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、社外取締役の報酬額を年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の員数には、平成26年7月1日付で辞任いたしました取締役栗田勝氏を含んでおります。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額8,830千円（取締役5名、監査役1名）
 - ・当事業年度に係るストックオプション費用3,280千円（取締役2名）
5. 監査役の報酬限度額は、平成11年12月28日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況につきましては、前掲記載のとおりであります。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、監査役石渡恒夫氏が取締役会長を兼任している京浜急行電鉄㈱との間で共同サイトの運営その他キャンペーンに係る取引があります。また、監査役圓川隆夫氏が教授である国立大学法人東京工業大学に対して寄附講座を設置しております。
 - ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況につきましては、前掲記載のとおりであります。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 月原 紘一	12回	100%	—	—
監査役 増本 愈	12回	100%	14回	100%
監査役 石渡 恒夫	10回	83%	12回	86%
監査役 広瀬 明彦	2回	17%	4回	29%
監査役 圓川 隆夫	12回	100%	14回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役月原紘一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

監査役増本愈氏は、多企業にわたる監査業務経験に基づく助言、提言を行っております。

監査役石渡恒夫氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

監査役広瀬明彦氏は、本人も予期できぬ病状変化にともなう入退院の繰り返しにより取締役会・監査役会へ出席できない状況が続きました。この間、関係者の適宜の訪問及び通信等、手段を尽くして職務の遂行に努めてきましたが、第26回定時株主総会終了の時をもって任期を満了し、退任する予定であります。

監査役圓川隆夫氏は、経営工学専攻の大学教授としての専門的知見を活かし、公平な助言、提言を行っております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額の合計額としております。

- ⑤ 社外役員の報酬等の総額

	員 数	報 酬 等 の 総 額
社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額	5 人	22,950千円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,750千円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	38,000千円
② 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	750千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記②の金額は、会計監査人に委託している合意された手続業務に対する報酬であります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役および業務を執行する社員（以下「取締役等」という）・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、当社グループ（当社および当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）のコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2)当社は、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。

(3)当社は、当社グループ各社の役員、従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。

当社は、コンプライアンス相談窓口運用規程を定め、当社グループ各社の従業員が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。

報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。

(4)当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(5)当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用および評価を実施する。

- (6)当社のコンプライアンス担当者は、当社および当社子会社の役員、従業員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- (7)当社の内部監査部署は、内部監査規程および関係会社管理規程に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社の取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理規程を制定する。
- (2)次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに、経営情報管理規程に基づき適切に保存・管理する。
- ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 計算書類の附属明細書
 - ・ 稟議書
 - ・ その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社グループ全体のリスク管理基本規程を制定する。
- 同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2)第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3)当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4)第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5)当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の危機管理基本規程および大規模災害時対応要領を定め、当社グループ各社の役員、従業員に周知する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。
- ① 職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程等意思決定ルールの方策
 - ② 取締役・執行役員を構成員とする常務会の設置
 - ③ 当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施

④ 当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社および当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社取締役および当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任および権限を有する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署およびコンプライアンス・リスク管理担当取締役に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役および当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (4) 当社子会社の取締役等は、当社の関係会社管理規程に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得および子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部および監査室に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。）
- (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
- (5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社および当社子会社の取締役等および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、「監査役会への報告に関する規程」に従い、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
 - ① 常務会で審議された重要な事項
 - ② 業務報告会で報告された重要な事項
 - ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ④ 内部監査に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反に関する事項
 - ⑥ その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
- (2) 当社グループ各社の役員・従業員は、上記(1)の③、⑤および⑥に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記(1)の③、④、⑤および⑥に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。
- (4) 上記(2)および(3)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、コンプライアンス相談窓口運用規程に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を、監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査室の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当取締役との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査役会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。
- (2) 当社の監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年5月11日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改正しており、上記の体制は当該改正がなされた後のものです。なお、改正内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,224,974	流 動 負 債	5,997,368
現 金 及 び 預 金	9,992,176	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	220,689
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,408,663	リ ー ス 債 務	170
有 価 証 券	499,968	未 払 法 人 税 等	1,135,622
仕 掛 品	35,840	賞 与 引 当 金	956,212
繰 延 税 金 資 産	629,488	ポ イ ン ト 引 当 金	206,033
未 収 入 金	1,576,695	未 払 金	1,983,810
そ の 他	405,802	前 受 金	233,307
貸 倒 引 当 金	△ 323,661	そ の 他	1,261,521
固 定 資 産	6,440,859	固 定 負 債	203,732
有 形 固 定 資 産	1,217,700	資 産 除 去 債 務	202,632
建 物 及 び 構 築 物	359,384	そ の 他	1,100
リ ー ス 資 産	88,922		
そ の 他	769,394	負 債 合 計	6,201,100
無 形 固 定 資 産	3,520,066	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,256,334	株 主 資 本	17,386,966
そ の 他	263,732	資 本 金	2,334,300
投 資 そ の 他 の 資 産	1,703,092	資 本 剰 余 金	2,884,780
投 資 有 価 証 券	34,000	利 益 剰 余 金	12,392,343
繰 延 税 金 資 産	536,176	自 己 株 式	△ 224,457
敷 金 及 び 保 証 金	1,084,690	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	40,883
そ の 他	48,224	為 替 換 算 調 整 勘 定	40,883
		新 株 予 約 権	36,883
資 産 合 計	23,665,833	純 資 産 合 計	17,464,733
		負 債 純 資 産 合 計	23,665,833

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,636,745
売上原価		8,683,035
売上総利益		23,953,709
販売費及び一般管理費		18,854,063
営業利益		5,099,646
営業外収益		
受取利息	12,304	
未払配当金除斥益	2,757	
助成金収入	9,705	
外国税還付金	13,565	
その他の	9,978	48,309
営業外費用		
支払利息	148	
為替差損	7,592	
自己株式取得費用	2,291	
賃貸借契約解約違約金	10,383	
その他の	340	20,756
経常利益		5,127,199
特別利益		
新株予約権戻入益	766	766
特別損失		
のれん減損損失	12,018	12,018
税金等調整前当期純利益		5,115,947
法人税、住民税及び事業税	1,981,705	
法人税等調整額	△ 145,488	1,836,217
少数株主損益調整前当期純利益		3,279,729
当期純利益		3,279,729

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

（平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,334,300	2,884,780	12,620,411	△1,746,744	16,092,747
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,028,684		△1,028,684
自己株式の取得				△1,000,279	△1,000,279
自己株式の処分			△4,588	48,041	43,452
自己株式の消却			△2,474,525	2,474,525	－
当 期 純 利 益			3,279,729		3,279,729
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△228,067	1,522,287	1,294,219
当 期 末 残 高	2,334,300	2,884,780	12,392,343	△224,457	17,386,966

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	7,028	7,028	45,878	16,145,653
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,028,684
自己株式の取得				△1,000,279
自己株式の処分				43,452
自己株式の消却				－
当 期 純 利 益				3,279,729
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	33,854	33,854	△8,994	24,859
当期変動額合計	33,854	33,854	△8,994	1,319,079
当 期 末 残 高	40,883	40,883	36,883	17,464,733

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております）

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,324,678	流動負債	5,951,225
現金及び預金	9,083,581	買掛金	220,641
売掛金	4,398,450	リース債務	170
有価証券	499,968	未払金	2,062,531
仕掛品	35,840	未払法人税等	1,128,916
前払費用	219,490	前受金	203,169
繰延税金資産	628,276	預り金	517,601
未収入金	1,576,660	賞与引当金	905,116
その他の他	206,072	ポイント引当金	205,665
貸倒引当金	△ 323,661	未払消費税等	662,523
固定資産	6,820,042	その他の他	44,889
有形固定資産	1,207,085	固定負債	203,732
建物	357,555	資産除去債務	202,632
工具、器具及び備品	760,607	その他の他	1,100
リース資産	88,922	負債合計	6,154,958
無形固定資産	3,481,389	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,217,657	株主資本	16,952,879
ソフトウェア仮勘定	261,837	資本金	2,334,300
その他の他	1,894	資本剰余金	2,884,780
投資その他の資産	2,131,567	資本準備金	2,884,780
投資有価証券	20,000	利益剰余金	11,958,256
関係会社株式	313,000	その他利益剰余金	11,958,256
関係会社出資金	149,125	繰越利益剰余金	11,958,256
長期前払費用	3,074	自己株式	△ 224,457
繰延税金資産	536,156	新株予約権	36,883
敷金及び保証金	1,078,661	純資産合計	16,989,762
その他の他	31,550	負債純資産合計	23,144,720
資産合計	23,144,720		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損 益 計 算 書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,579,738
売 上 原 価		8,945,036
売 上 総 利 益		23,634,702
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,555,439
営 業 利 益		5,079,262
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,696	
受 取 配 当 金	2,473	
未 払 配 当 金 除 斥 益	2,757	
業 務 受 託 料	1,800	
そ の 他	8,423	19,151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	148	
為 替 差 損	6,298	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,291	
賃 貸 借 契 約 解 約 違 約 金	10,383	
そ の 他	340	19,462
経 常 利 益		5,078,950
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	766	766
特 別 損 失		
の れ ん 減 損 損 失	12,018	12,018
税 引 前 当 期 純 利 益		5,067,698
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,971,497	
法 人 税 等 調 整 額	△ 145,120	1,826,376
当 期 純 利 益		3,241,322

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	12,224,731	12,224,731	△1,746,744	15,697,068
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△1,028,684	△1,028,684		△1,028,684
自己株式の取得						△1,000,279	△1,000,279
自己株式の処分				△4,588	△4,588	48,041	43,452
自己株式の消却				△2,474,525	△2,474,525	2,474,525	－
当 期 純 利 益				3,241,322	3,241,322		3,241,322
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△266,475	△266,475	1,522,287	1,255,811
当 期 末 残 高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	11,958,256	11,958,256	△224,457	16,952,879

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	45,878	15,742,946
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△1,028,684
自己株式の取得		△1,000,279
自己株式の処分		43,452
自己株式の消却		－
当 期 純 利 益		3,241,322
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,994	△8,994
当期変動額合計	△8,994	1,246,816
当 期 末 残 高	36,883	16,989,762

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺田 昭 仁 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 塚 原 克 哲 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺田 昭 仁 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚原 克 哲 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

株式会社ぐるなび 監査役会

常勤監査役	増	本	愈	㊟
監査役	石	渡	恒	夫
監査役	広	瀬	明	彦
監査役	圓	川	隆	夫

(注) 監査役増本 愈、石渡恒夫、広瀬明彦及び圓川隆夫は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

＜電磁的方法による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）又は電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）、携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月19日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネット等の電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社 I C J）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以 上

会場

東京都港区新橋一丁目2番6号 TEL 03-3501-4411 (代表)

交通

内幸町駅より徒歩3分

※JR・東京メトロ銀座線「新橋駅」より地下道にて直結、徒歩約2分(新橋内幸町地下歩道D出口)

